

## 理事職務権限分掌規程改定について

## 1. 審議事項

理事職務権限分掌規定の第 8 条について下記改定を行うことを、ご承認いただきたい。

現状	改定後
<p>(常務理事)</p> <p>第 8 条 理事会の決議により常務理事が選定された場合において、常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、機能別に業務を分掌し、それぞれの機能における担当業務を管掌する。常務理事の分掌する機能は理事会において決定する。</p> <p>(2) 理事長、副理事長及び専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。ただし、代表理事たる、理事長及び副理事長の代表権に係る職務権限を除く。</p>	<p>(常務理事)</p> <p>第 8 条 理事会の決議により常務理事が選定された場合において、常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、機能別に業務を分掌し、それぞれの機能における担当業務を管掌する。常務理事の分掌する機能は理事会において決定する。</p> <p><u>但し常務理事において、管掌する担当業務を遂行することが困難と考えられる事象が発生した場合には、理事会にて業務分掌の見直しを行うまでの間について、当該業務執行を代行する者を理事長が任命する。</u></p> <p>(2) 理事長、副理事長及び専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。ただし、代表理事たる、理事長及び副理事長の代表権に係る職務権限を除く。</p>

## 2. 背景

分掌分野を有する常務理事が実際に業務を行えない場合は、分掌の見直しを行うべきであるが、次回理事会で分掌見直しが行われるまでの間、実際の法人運営に支障がないような手当てが必要である。

現行の規程上はそのような手当てについて定めが無いことから、2020年1月9日の執行理事会で常務理事の業務執行代行の件が審議された際に、規程改定検討の指示があり、これに基づき、規程改定の提案を行う。

以上